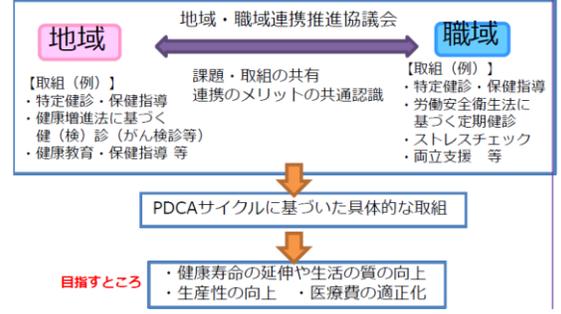


1. 国の動き

地域・職域連携推進の意義と地域・職域連携推進協議会の設置

- 健康づくりの取組を更に推進するためには、各機関が実施している健康教育、健康に関する情報等を共有し、地域の実情を踏まえてより効果的・効率的な保健事業を展開する必要がある。
- そこで、地域及び職域保健の相互連携を推進することを目的として、関係機関等から構成される協議会等（地域・職域連携推進協議会）の設置について、厚生労働省告示により指針が定められており、**より地域の特性を生かす観点から、地域単位(保健所の所管区域等)**においても設置に努めることとされている。

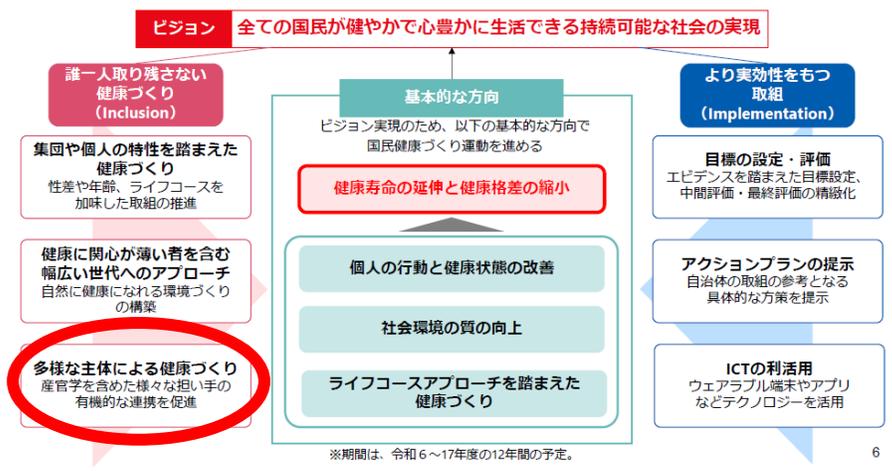
「地域・職域連携の基本理念」 ※出典：令和6年度地域・職域連携推進関係者会議資料



「健康日本21(第三次)」における地域・職域連携推進の位置づけ

- 「健康日本21(第三次)」(令和6度～17年度)において、「全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」というビジョンの実現を目指し、「誰一人取り残さない健康づくり」と「より実効性をもつ取組」の視点で、健康寿命の延伸や健康格差の縮小等、国民健康づくり運動を進めることとしている。
- 「誰一人取り残さない健康づくり」においては、「多様な主体による健康づくり」が重要事項として位置づけられ、保健、医療、福祉の関係機関及び関係団体並びに大学等の研究機関、企業、教育機関等の関係者が連携し、効果的な取組を行うことが望ましいとされている。

「健康日本21(第三次)の概要」 ※出典：令和6年度地域・職域連携推進関係者会議資料



地域・職域連携推進をめぐる最新の動き 「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正」(令和7年5月14日)

- **50人未満の事業場におけるストレスチェック**・労働者数50人未満の事業場についても**義務化**。施行は、公布後、3年以内。
- 高齢者の労働災害防止・高年齢労働者の労働災害防止措置が事業者の**努力義務**に。国が高年齢労働者の安全と健康確保に関する指針を公表予定。

地域・職域連携推進事業

2. 東京都の動き

- 「東京都健康推進プラン21(第三次)」(令和6年3月)において、①健康寿命の延伸、②健康格差の縮小の2点を総合目標とし、3領域18分野において取組を推進。
- 雇用者数・事業者数等が多い都の状況に鑑み、上記18分野のうち、**「多様な主体による健康づくりの推進」**を重点分野に設定

「多様な主体による健康づくりの推進」の指標

	指標	現状値	指標の方向
指標①	健康経営(銀・金の認定)に取り組む企業数	4,610社 (令6年度)	増やす
指標②	地域・職域連携に取り組む(職域関係者を委員に含む会議を設置する)区市町村等の数	28自治体 (令6年度)	増やす

▶ 東京都としても、地域・職域連携の推進をさらに強化する方針



▶ 国や都の動きを踏まえ、多摩府中保健所としても、企業や職域団体等との連携により、健康づくりに向けた取組を推進している

「東京都健康推進プラン21(第三次)」より抜粋

